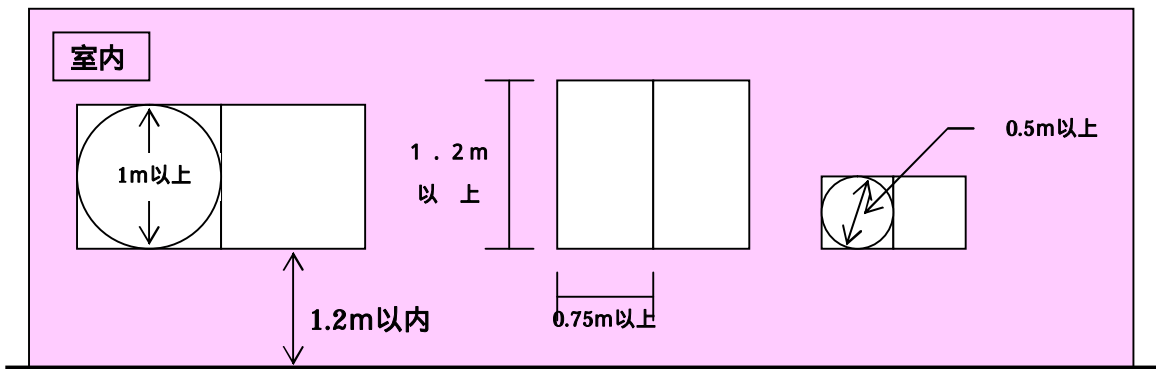


# 消防法の無窓階の判定について（消防法施行規則第5条の2）

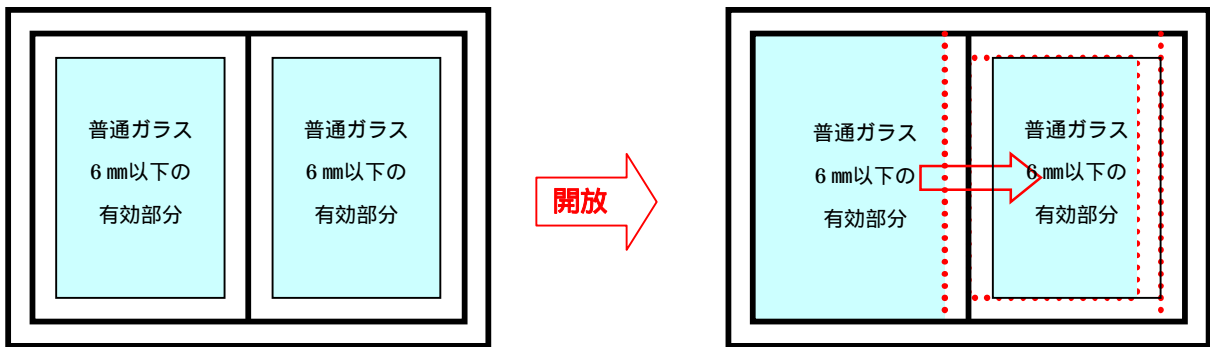
## 「有効な開口部の要件」

- ・直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅0.75m以上・高さ1.2m以上の開口部が2カ所以上であること。（10階以下の階）
- ・直径0.5m以上の円が内接することができる開口部であること。
- ・床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
- ・開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1m以上の通路に面していること。（10階以下の階）
- ・開口部には、内部から容易に避難できる構造であり、かつ、外部から容易に開放し又は容易に破壊することにより進入できる構造であること。
- ・開口部は、開口のため常時良好な状態で維持されているものであること。
- ・上記の有効な開口部が、当該階の床面積の合計の1/30以上あること。

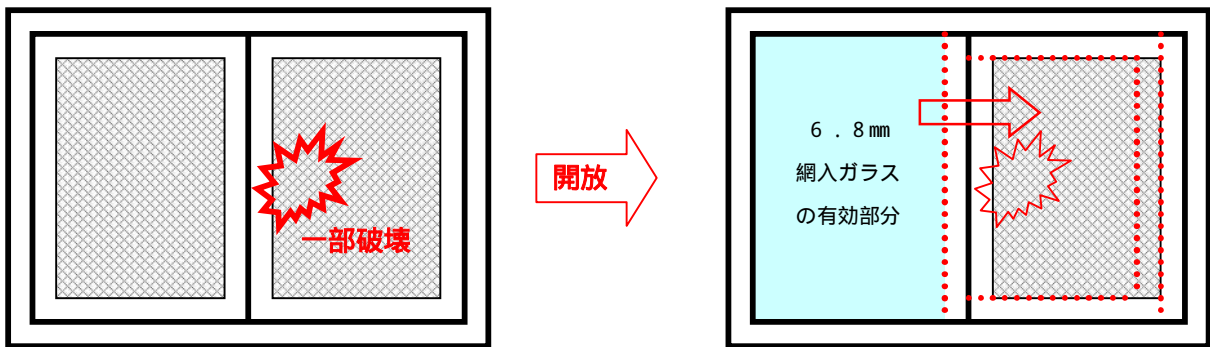
## 開口部の大きさの例



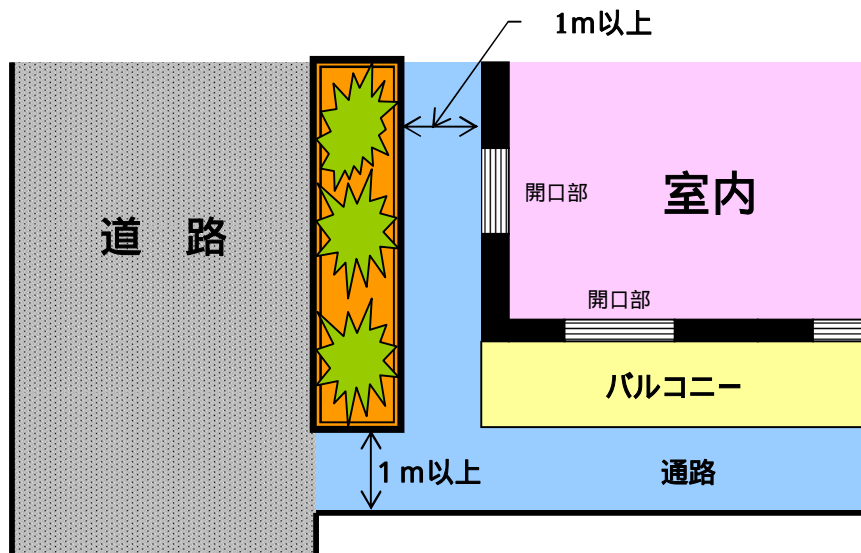
## 6mm以下の普通ガラスの場合



## 6.8mm網入ガラスの場合



開口部（開口部の前面にバルコニーがある場合は、バルコニー）は、道又は道に通ずる1 m以上の通路に面すること。（下図参照）



通路は、消防活動上・避難上支障のないもの（アスファルト舗装、砂利敷、芝生など）をいい、植込み・花壇、駐車スペース等は有効な開口部に該当しない。（下図参照）

